

## 22 監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成22年2月8日

福岡市監査委員	石川浩二朗
同	中山郁美
同	石井幸充
同	大松健

### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

#### 1 監査の種類 定期監査及び行政監査

#### 2 監査の対象、区分、範囲及び実施期間

##### (1) 監査の対象局、区分、対象期間及び実施期間

###### ア 市長室

(事務監査)対象期間	平成20年10月から同21年10月まで
実施期間	平成21年9月4日から同年10月6日まで

###### イ 市民局

(事務監査)対象期間	平成20年10月から同21年9月まで
実施期間	平成21年8月31日から同年9月29日まで

###### ウ こども未来局

(事務監査)対象期間	平成20年9月から同21年10月まで
実施期間	平成21年9月3日から同年10月6日まで

###### エ 経済振興局

(事務監査)対象期間	平成20年10月から同21年10月まで
実施期間	平成21年9月3日から同年10月9日まで
(工事監査)対象期間	平成19年6月から同21年5月まで
実施期間	平成21年8月3日から同年10月26日まで

###### オ 道路下水道局

(事務監査)対象期間	平成20年10月から同21年10月まで
実施期間	平成21年8月31日から同年10月16日まで
(工事監査)対象期間	平成19年4月から同21年5月まで
実施期間	平成21年8月3日から同年10月26日まで

###### カ 水道局

(事務監査)対象期間	平成20年9月から同21年9月まで
実施期間	平成21年9月3日から同年9月25日まで

###### キ 教育委員会

(事務監査)対象期間	平成20年10月から同21年10月まで
実施期間	平成21年9月3日から同年10月21日まで
(工事監査)対象期間	平成19年6月から同21年5月まで
実施期間	平成21年8月3日から同年10月26日まで

###### ク 人事委員会事務局

(事務監査)対象期間	平成20年10月から同21年10月まで
実施期間	平成21年8月31日から同年10月14日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び各行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局及び教育委員会所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表4までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 市長室

物品の購入契約事務に当たり適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの

物品の購入に当たっては、使用時期や必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、予定価格の金額に応じ所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならない。しかしながら、平成21年度の額縁購入契約において、次のような不適切な事例が見受けられた。

今後、物品の購入に当たっては、計画的な事務執行を行うとともに、契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約手続を行われたい。

(ア) 予定価格が10万円を超える物品の購入については、契約課へ購入依頼を行わなければならないが、事前に計画を立てることが可能であったにもかかわらず、期間が足りないとの理由で原課契約していた。十分な余裕を持った事務処理を行い、早期に契約課に購入依頼を行うべきであった。

(イ) 契約金額が10万円を超えているにもかかわらず、完了届や請書を徴することなく、10万円以下の物品購入に係る簡素化された手続にて決裁していた。

(秘書課)

イ 市民局

(ア) 基本協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの

市は、指定管理者制度により公の施設の管理を行う場合、当該施設の指定管理者に対し、業務範囲や履行状況の確認方法等、必要事項を定めた協定書を取り交わし業務を履行させる必要がある。しかしながら、「福岡市立今宿野外活動センター」を所管するスポーツ振興課において、次のような不適切な事例が見受けられた。

今後、基本協定書等で定めた業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な履行を行うよう注意されたい。

a 実施協定書第2条に基づき、市は指定管理者が協定期間の管理運営業務完了後、事業完了届を速やかに提出するよう規定するとともに、月毎事業完了届の提出も求めているが、平成21年度は提出の確認及び検査をしていなかった。

b 基本協定書第32条に基づき、市はモニタリングを実施することとしているにもかかわらず、実査日(平成21年9月28日)現在、平成18年度以降一度も実施し

ていなかった。

- c 基本協定書の業務の基準(施設保全業務)において、修繕費については一定額の余剰分を年度終了後に精算するよう定めているが、その一定額が設定されていなかった。

(スポーツ振興課)

- (イ) 指定管理者に対して基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの

指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、指定管理者は、法令、条例、規則並びに基本協定書に則り、適正に義務を履行しなければならない。しかしながら、福岡市立城南市民プールにおいて、臨時に休館日を設けるときは、福岡市立地区体育施設条例施行規則等に基づき、市長の承認を得なければならないと定められているにもかかわらず、市長の承認を得ないまま臨時休館させていた。また、臨時休館を利用者に広報周知させる必要があったが、広報周知も行われていなかった。

今後、基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう注意されたい。

(スポーツ振興課)

#### ウ こども未来局

物品購入契約について適正な事務処理を求めるもの

物品の購入に当たっては、使用時期や必要数量を把握した上で、計画的かつ効率的に発注し、予定価格が10万円を超えるものについては、福岡市契約事務取扱規程に基づき2者以上から見積書を徴し、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則に定める金額以上のものは契約課において契約しなければならない。しかしながら、平成20年度物品購入契約事務において、次のような不適切な事例が見受けられた。

今後、物品の購入に当たっては、必要数量等について十分な検討を行い、計画的かつ効率的に行うとともに、適正な契約事務を行うよう注意されたい。

- (ア) 類似の物品の購入について、見積書提出日、契約締結日、契約の相手方が同じでありながら契約を分けるなど、適正な契約を行っていないものがあった。
- (イ) 同一の物品又は類似の物品を、同一業者から1か月以内に2回購入していた。経済性、効率性を考え、1件の契約とするなど計画的に購入すべきであった。

(保育所指導課馬出保育所)

#### エ 経済振興局

特に指摘する事項はなかった。

#### オ 道路下水道局

- (ア) 単価契約による「登記事務等業務委託」事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

単価契約による委託業務の発注に当たっては、適正な指令書を作成し行うとともに、業務が完了したときは、完了検査により、履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、業務が適正に履行されていることを確認の上、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成20年度「登記事務等業務委託」契約事務において、次のような事例が見受けられ、契約手続及び履行確認が不適切なものとなっていた。

委託契約に当たっては、適正な契約手続を行うとともに、業務が完了したときは、報告内容の検証など履行確認を的確に行われたい。

- a 指令書に示した履行期間外に実施された業務に対して委託料を支出しているものが多数あった。

(路政課，東部下水道整備課)

- b 履行完了確認後，委託料の支払までに長期日数を要しているものがあつた。  
(路政課)

- (イ) 「下水道管路施設維持管理計画策定業務委託」について適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの

委託契約において，履行の完了を確認した後に発生した業務について業務を行わせる場合は，契約変更等適正な手続を行わなければならない。しかしながら，平成20年度「下水道管路施設維持管理計画策定業務委託」契約事務において，契約の相手方から提出された成果品(報告書)について，完了検査後に報告内容の再検討及び修正を指示し，当該修正終了後(完了検査日から80日後)に従前の契約に基づく委託料を支出していた。

委託契約に当たっては，適正な契約手続を行うよう注意されたい。

(下水道管理課)

- (ウ) 「道路改良事業支障物件調査等業務委託」について適正な契約書類を作成するよう注意を求めるもの

委託業務に係る契約書類については，福岡市契約事務規則等に則り，適正に作成しなければならない。しかしながら，平成20年度「市道皿山屋形原線道路改良事業支障物件調査等業務委託その1」契約事務において，履行期間の変更に伴う変更契約書(請書)に設計金額(明細を含む。)を記載した設計書を添付していた。

設計金額は，契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであり，その取扱いに当たっては，秘密性及び公正性の保持に特に留意されるよう十分注意されたい。

(補償課)

- (エ) 物件移転等補償金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

補償物件の移転等の完了を確認した後は，契約の相手方からの請求により，速やかに補償金を支払わなければならない。しかしながら，平成20年度の道路改良事業等に伴う物件移転等補償金の支出事務において，履行完了確認後，契約金の一部(残金)の支払までに長期日数を要しているものがあつた。

物件移転等補償金の支出に当たっては，速やかに事務処理を行うよう注意されたい。

(南部用地課)

## カ 水道局

特に指摘する事項はなかつた。

## キ 教育委員会

- (ア) 委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

委託業務が完了したときは，福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り，契約関係書類に基づく完了検査を行い，履行完了確認後，速やかに委託料を支出しなければならない。しかしながら，平成21年度の「市立幼稚園・学校の幼児・児童生徒の第1・2次尿検査業務」委託契約事務において，委託契約期間が終了しているにもかかわらず，次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

委託契約事務に当たっては，関係法令に則り，適正に完了検査を行うとともに，検査合格後，速やかに委託料を支払うよう十分注意されたい。

- a 業務完了後，実施要領に定める検査結果の報告を当課に提出させることとなっているが，受託業者5業者のうち，全て提出していないもの及び一部を提出していないものが，それぞれ1業者あつた。

- b 全ての業者について，完了届兼検査調書が提出されておらず，実査日(平成21年10月21日)現在，委託料の支払も完了していなかつた。

(健康教育課)

- (イ) 「人権教育研修費交付金」の支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

市から交付を受けた「人権研修費交付金」については、「人権教育研修費の手引き」に基づき、適正な執行に努めるとともに、事務手続に当たっては、関係書類の不備など公正を欠くことがないように十分に注意しなければならない。しかしながら、平成20年度交付金の支出事務において、次のような不適切な事例が見受けられた。

今後、交付金の支出事務に当たっては、同研修費の手引きに基づき適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

- a 研修会参加費を立替払するとともに、証拠書類である領収書も紛失していた。
- b 決裁を得ることなく預金通帳から現金を出金するとともに、不用となった残金を相当期間経過後に入金するなど、預金通帳等の管理も不適切であった。

(宮竹中学校)

- (ウ) 教育扶助費の支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

生活保護法第32条第2項の規定に基づき、学校長を通じて保護者等へ支給する教育扶助費については、その趣旨に鑑み、区保護課より学校長口座へ入金後、速やかに支給しなければならない。しかしながら、平成20年度教育扶助費の支給において、区保護課より学校長口座へ入金後、支払までに長期日数を要していた。

教育扶助費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(吉塚中学校)

ク 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今回は、「準公金等の適正管理について」をテーマとして監査を実施した。

ア 市長室

テーマ監査の対象事務はなかった。

イ 市民局

- (ア) 「福岡市交通安全推進協議会補助金」の交付及び交付先団体の支出事務について実態に応じた適正な事務処理を行うよう求めるもの

本市職員が事務局職員として業務を行い、準公金として資金を管理する団体の年間を通じた事業に対する補助金の交付手続に際しては、当該申請に係る事業の具体的な内容や時期等の実態を踏まえて収支計画や資金計画等を作成し、補助金交付手続を行う必要がある。また、収入・支出事務については、当該団体の規程等に基づき、適正に処理しなければならない。しかしながら、福岡市交通安全推進協議会の平成20年度の事務において、次のような不適切な事例が見受けられた。

今後、補助金の交付に際しては、事業の実態に応じた適正な手続を行い、契約及び検査手続については、当該団体の規程等に基づいた適正な事務処理を行うよう、十分注意されたい。

- a 年度当初に費用を伴う事業を計画していたが、その他の収入を予定していなくてもにもかかわらず、最初の補助金支出時期を8月として交付決定を行っていた。そのため、年度当初に開催された事業に係る費用の支出において、業者から請求書が提出されているにもかかわらず、支払までに長期日数を要しているものがあった。(3件)
- b 契約及び検査の事務処理については、当該団体の経理規程で、10万円以上

の契約においては2者以上の見積書を徴しなければならないと定めていたが、10万円以上の契約で、1者のみから見積書を徴しているものがあった。また、完了検査も行っていなかった。(4件)

(生活安全課長)

- ウ こども未来局  
特に指摘する事項はなかった。
- エ 経済振興局  
特に指摘する事項はなかった。
- オ 道路下水道局  
特に指摘する事項はなかった。
- カ 水道局  
特に指摘する事項はなかった。
- キ 教育委員会  
特に指摘する事項はなかった。
- ク 人事委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 経済振興局

施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
平成20年度「立花寺一丁目種苗育成施設整備工事」

(契約金額1,155万円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。

今後は適正な施工管理に努められたい。

(空港周辺まちづくり担当)

イ 道路下水道局

(7) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成19年度「都市計画道路榎田通線道路改良工事」

(契約金額8,436万3,300円)

ボックスカルバートの設計図面では基礎コンクリートが必要となっているが、ボックスカルバートの設計積算において、基礎コンクリートの費用が計上されていなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(東部道路整備課)

b 平成19年度「吉塚駅西口駅前広場整備工事」

(契約金額8,000万2,650円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の

契約図書には明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

なお、同様の設計積算内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図られたい。

(東部道路整備課)

c 平成19年度「都市計画道路長浜臨港線電線共同溝建設工事(その1)」

(契約金額1億5,119万3,700円)

- (a) 本工事の通信用ハンドホールの設計積算において、当初設計で鉄蓋の材料費及び施工費が未計上であったことを理由に設計変更した。その際に鉄蓋の費用(材料、施工)、ハンドホール本体の費用(材料、施工及び基礎工)を併せて計上していたが、当初設計で計上していたハンドホール本体の費用を減じていなかったためにその費用が二重計上となっていた。その結果、通信用ハンドホールの設置費用が過大となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

- (b) 本工事の設計積算において、鋼矢板の打込方法の一部を油圧圧入からバイブロハンマに設計変更したが、バイブロハンマ杭打機のベースマシンであるクローラクレーンの分解・組立輸送費を計上していなかった。同費用を計上すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(南部道路整備課)

d 平成19年度「市道南庄小田部線(小田部2)室見新橋(上部工)築造工事」

(契約金額2億1,597万1,350円)

本工事は室見川にコンクリート桁を架設する工事であるが、河川断面を確保する必要があるため支柱杭を打設しその上に支保工を設置することとなっていた。その架設支保工の設計積算において、積算基準によるとくさび結合支保工と支柱支保工に分けてそれぞれを設計計上することとなっているが、全て支柱支保工として計上していた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(西部道路整備課)

e 平成20年度「中部水処理センター脱水機外修理」

(契約金額7,980万3,150円)

本修理は、遠心脱水機、機械濃縮機等の分解、整備及び部品の取替修理を行うものであり、見積りを参考にして設計金額を算定している。本来諸経費等に含まれる輸送・交通費を労務費から除外していなかったため、過大な積算となっていた。

今後は適正な設計積算を図られたい。

(中部水処理センター、施設整備課関連)

f 平成19年度「西部水処理センター2号焼却設備定期修理」

(契約金額4,786万8,450円)

本修理は汚泥焼却設備の定期点検修理であり、修理作業においてクレーンを使用する必要があるため、クレーン賃料が計上されている。本修理に適用する積算要領によると、クレーンの機械経費は各種公刊資料により算定すると定められているにもかかわらず、見積りによって積算がなされていたため、過大となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(西部水処理センター)

g 平成17年度「比恵10号幹線築造工事」

(契約金額17億8,428万9,150円)

- (a) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

なお、同様の設計積算内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図らねばならない。

- (b) No. 3 到達立坑の土留工法を鋼矢板圧入からライナープレート掘削土留工に設計変更を行った。その設計積算においてライナープレート掘削土留工と立坑掘削工を計上しているが、ライナープレート掘削土留工には掘削に要する費用が含まれており立坑掘削工は不要であった。No. 3 到達立坑の掘削に要する費用を二重に計上した結果、過大な立坑費用となっていた。

今後は、適正な設計積算を図らねばならない。

(博多駅地区浸水対策室)

h 平成19年度「都市基盤綿打川河川改修（排水機場2期）工事」

(契約金額2億7,360万9,000円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の配置人員等を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

なお、同様の設計積算内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図らねばならない。

(河川整備課)

i 平成19年度「都市基盤金屑川河川改修（護岸その2）工事」

(契約金額9,757万1,250円)

本工事は、鋼材価格の高騰により建設工事請負契約書第25条第5項の規定に基づく単品スライド条項の対象となっていた。本市の運用マニュアルにおいてスライド額は、鋼材価格上昇に伴う増額分から変動前の請負代金額の1%を差し引いた額で算定することとなっているが、マニュアルに基づく適正な積算が行われていなかった。

今後は、適正な設計積算を図らねばならない。

(河川整備課)

j 平成20年度「長尾池改修（治水池整備）工事」

(契約金額5,422万7,250円)

建設発生土の指定処分について、運用基準では複数の指定処分場のなかで経済比較を行い最も安価な処分先を設計上の搬出先とし、実施での搬出先が相違



しても設計変更の対象としないこととなっている。

工事着手後、請負業者が一つの指定処分場から受入を拒否されたことにより受入可能な指定処分場を搬出先とする設計変更を行ったが、運用基準に基づく適切な設計変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(河川整備課)

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成18年度「博多（上川端町外2）地区下水道築造工事」

(契約金額 1億8,662万5,950円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないことになっているが、通知書を提出していなかった。

今後は適正な施工管理に努められたい。

(東部下水道整備課)

b 平成18年度「姪の浜第22雨水幹線（6）築造工事」

(契約金額 2億672万4,000円)

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込量が500㎡以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっている。本工事において、産業廃棄物の発生見込量は500㎡以上であったが提出されていなかった。このことに関し、「工事現場における施工体制の点検要領」では工事監督業務として官公庁への届出等の点検が義務づけられているが、「産業廃棄物の処理計画」に対する点検が不十分であった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(西部下水道整備課)

(ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「藤崎ポンプ場築造（増設）工事」

(契約金額 3億3,551万5,850円)

本工事の入札、施工は本工事の図面により行われたが、当初契約時の契約図書である図面が本工事のものではなく別工事(先行工事)の図面であった。図面は本工事の契約の適正な履行のために必要不可欠なものであることから、本工事の図面を契約図書とすべきであった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(施設整備課)

(エ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成19年度「主要地方道福岡志摩線（田尻）東新川橋（上部工）築造工事」

(契約金額 1億1,783万2,050円)

本工事の設計において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で架設支保工設置に使用するクローラクレーンの分解・組立輸送費を誤って過小な規格の単価で積算していたことを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更し請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更で

はなかった。

なお、同様の契約変更内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。

(西部道路整備課)

b 平成17年度「住吉（博多駅前4丁目）地区下水道築造工事」

(契約金額11億6,990万8,950円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、ライナープレートの単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更し請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。

(博多駅地区浸水対策室)

c 平成18年度「諸岡第5雨水幹線築造工事」

(契約金額11億58万4,800円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、フラップゲートの単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更し請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。

(中部下水道整備課)

(オ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成19年度「吉塚駅西口駅前広場道路照明灯設置工事」

(契約金額2,290万1,550円)

本工事は、当初、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当しなかったが、工事内容の変更に伴い特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等が発生したために同法に規定する対象建設工事に該当することとなった。発注者は、あらかじめ同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。

また、同法第13条に基づき工事請負契約の当事者は再資源化等に要する費用等を書面に記載し相互に交付しなければならない。当初、費用等の発生見込みがない旨の書面は交付されていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物が新たに発生したにもかかわらず、書面の記載内容について変更がされていなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(東部道路整備課)

b 平成18年度「博多（対馬小路）地区下水道築造工事」

(契約金額1億5,169万4,550円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。

また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物数量が変更になったにもかかわらず、書面の記載内容について変更が生じているかどうか検討がされていなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(東部下水道整備課)

ウ 教育委員会

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今回は、「小規模工事について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

特に指摘する事項はなかった。

別表1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局 等	監査実施対象	
市長室	秘書課，広聴課	
市民局	総務部	課長(施設整備担当)，区政課
	コミュニティ推進部	コミュニティ推進課
	生活安全・危機対策部	生活安全課長
	文化部	文化振興課
	男女共同参画部	事業推進課
	スポーツ部	スポーツ振興課
	人権・同和対策部	同和対策課， 同(谷，内野人権のまちづくり館)
こども未来局	こども部	こども家庭課，障がい児支援課
	こども育成部	体験交流推進課，少年科学文化会館， 青年センター，海の中道青少年海の家
	子育て支援部	保育課，保育所指導課， 同(清水，姪浜，香椎，田隈，那珂， 壱岐，馬出，志賀島保育所)
経済振興局	産業政策部	政策調整課，雇用労働課， 科学技術振興課，産業拠点推進課
	国際経済部	国際経済課長，立地支援課長， 企業誘致課長，名古屋事務所
	産業振興部	創業・経営支援課
	空港対策部	空港対策課， 課長(空港周辺まちづくり担当)

	事業部	経営企画課，開催運営課
道路下水道局	総務部	経営企画課，経理課
	道路管理部	道路管理課，路政課，道路維持課
	道路整備部	建設調整課，南部道路整備課， 雑餉隈連続立体交差課
	下水道施設部	下水道管理課，水質管理課， 施設整備課，東部水処理センター， 西部水処理センター
	水環境整備部	事業調整課，下水道計画課， 東部下水道整備課， 博多駅地区浸水対策室
	用地部	用地調整課，補償課，南部用地課
水道局	総務部	経理課，課長(給与担当)， 経営企画課
	計画部	地域連携課，技術管理課
	浄水部	管理課，水管理課，乙金浄水場， 多々良浄水場，夫婦石浄水場
	配水部	事業調整課，中部管整備課， 節水推進課
教育委員会	総務部	総務企画課，学校計画課長(3)
	学校経営部	学事課，教職員課長(3)
	教育支援部	学校支援課，健康教育課長(2)， 学校給食センター， 課長(高校教育改革担当)， 生涯学習課，婦人会館
	指導部	学校指導課長(2)
	文化財部	文化財管理課，文化財整備課， 課長(文化財調査担当)， 埋蔵文化財第1課， 埋蔵文化財第2課
	教育センター	管理課，研修課，研究支援課
	総合図書館	運営課，図書利用課，文学・文書課， 映像資料課，東図書館，和白図書館， 博多図書館，中央図書館， 博多南図書館
	博物館	管理課，学芸課，市史編さん室
	高等学校	福岡女子高等学校， 福岡西陵高等学校
	小学校	香椎下原小学校，簗子小学校， 東光小学校，西新小学校， 周船寺小学校
	中学校	平尾中学校，宮竹中学校， 吉塚中学校
	特別支援学校	若久特別支援学校
	人事委員会事務局	任用課，審査課

別表 2

経済振興局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
立花寺一丁目種苗育成施設整備工事	11,550,000円	平成20年10月2日から 平成21年2月28日まで
福岡競艇場発着ピット新設工事	当初 39,742,500円 変更 39,839,100円	平成19年7月26日から 平成19年11月22日まで
福岡競艇場屋外投票所新築工事	当初 43,834,350円 変更 48,606,600円	平成20年11月6日から 平成21年3月10日まで
マリンメッセ福岡B駐車場機械式 ゲート設置工事（駐車管制設備）	9,976,050円	平成21年2月5日から 平成21年3月25日まで
福岡競艇場レース結果表示盤増設 工事	32,550,000円	平成20年11月28日から 平成21年2月28日まで
福岡競艇場掃海工作艇製造	28,350,000円	平成19年11月30日から 平成20年3月28日まで
外（テーマ監査） 11件		

別表3

道路下水道局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
都市計画道路博多駅六本松線（薬 院）電線共同溝建設工事（その1）	当初 139,335,000円 変更 180,524,400円	平成18年8月8日から 平成19年12月28日まで
姪の浜第13雨水幹線築造工事	当初 1,953,000,000円 変更 2,053,259,250円	平成17年12月16日から 平成20年8月30日まで
中部水処理センター汚泥棟耐震補 強工事	当初 41,492,850円 変更 42,124,950円	平成20年9月13日から 平成21年3月10日まで
和白水処理センター汚泥脱水設備 更新工事	496,650,000円	平成18年8月10日から 平成20年3月15日まで
東部水処理センター2号焼却炉設 備No.2-1空気予熱器修理	84,000,000円	平成20年6月12日から 平成20年10月10日まで
外（局別監査） 65件，（テーマ監査） 126件		

別表 4

## 教育委員会 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
玄界小学校福岡県西方沖地震災害 復旧擁壁改修工事	当初 141,513,750円 変更 132,004,950円	平成19年7月10日から 平成20年7月20日まで
玄界小・中学校福岡県西方沖地震災 害復旧校舎等改築工事	787,500,000円	平成20年2月22日から 平成21年5月10日まで
「国史跡福岡城跡」下の橋大手門復 元整備工事	当初 216,300,000円 変更 220,614,450円	平成18年8月1日から 平成20年10月31日まで
弥生小学校航空機騒音防止空調設 備機能回復設備工事	96,600,000円	平成19年6月26日から 平成19年10月31日まで
東福岡特別支援学校エレベーター 設置工事	13,965,000円	平成20年5月3日から 平成20年9月8日まで
外（局別監査） 24件，（テーマ監査） 23件		